



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年6月28日 第2785号外1

### ◇ 目 次 ◇ 条 例

- 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） …… 1
- 愛媛県恩給条例の一部を改正する条例……………（人事課職員厚生室） …… 2
- 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………（市町振興課） …… 3
- 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………（税務課） …… 5
- 愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………（ " ） ……38
- 愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………（ " ） ……39
- 愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例……………（保健福祉課） ……40
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………（業務衛生課） ……40
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（子育て支援課） ……41
- 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（ " ） ……44

### 条 例

#### ○愛媛県条例第36号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（他の法令による給付との調整）</p> <p><b>第5条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、同条例の規定（第16条において例による法第39条の2の規定を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">傷病補償年金</td> <td style="width: 60%;">省略</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	傷病補償年金	省略			障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88		省略		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（他の法令による給付との調整）</p> <p><b>第5条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、同条例の規定（第16条において例による法第39条の2の規定を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">傷病補償年金</td> <td style="width: 60%;">省略</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	傷病補償年金	省略			障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		省略	
傷病補償年金	省略																		
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																	
	省略																		
傷病補償年金	省略																		
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86																	
	省略																		

事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第42号

愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県民生委員定数条例（平成26年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
民生委員の定数は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr><td>市</td><td>町</td><td>定 数</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>東 温 市</td><td></td><td>67人</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table>	市	町	定 数	省略			東 温 市		67人	省略			民生委員の定数は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr><td>市</td><td>町</td><td>定 数</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>東 温 市</td><td></td><td>66人</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table>	市	町	定 数	省略			東 温 市		66人	省略		
市	町	定 数																							
省略																									
東 温 市		67人																							
省略																									
市	町	定 数																							
省略																									
東 温 市		66人																							
省略																									

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

○愛媛県条例第43号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（営業施設の衛生措置の基準） <b>第4条</b> 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。 <b>第1</b> 客室に関する措置 1～8 省略 <u>9 定員の設定は、次に掲げる旅館業の区分に応じ、それぞれ次に定める基準により計算した数を超えないようにするとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。ただし、知事が必要と認める場合は、ホテル営業及び旅</u>	（営業施設の衛生措置の基準） <b>第4条</b> 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。 <b>第1</b> 客室に関する措置 1～8 省略 <u>9 定員の設定は、次の基準により客室、名称及び定員を表示すること。</u> (1) ホテル営業及び旅館営業にあつては、洋室は4.5平方メートル、和室は3.3平方メートルにつき1人の計算とする

館営業の洋室にあつては床面積（床の間、押し入れその他知事が定める設備等の各部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）3.0平方メートルにつき1人、ホテル営業及び旅館営業の和室にあつては床面積2.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業及び下宿営業にあつては床面積1.8平方メートルにつき1人として計算した数を超えない範囲内で人を宿泊させることができる。

(1) ホテル営業、旅館営業及び下宿営業 洋室にあつては床面積4.5平方メートルにつき1人、和室にあつては床面積3.3平方メートルにつき1人

(2) 簡易宿所営業 法第3条第1項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を10人未満とする場合にあつては床面積3.3平方メートルにつき1人、10人以上とする場合にあつては次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準  
ア 寝台を有しない場合 床面積2.5平方メートルにつき1人

イ 寝台（階層式寝台を除く。）を有する場合 床面積3.0平方メートルにつき1人

ウ 階層式寝台を有する場合 床面積4.5平方メートルにつき2人

第2 便所に関する措置

1～3 省略

4 便器は、常に清潔に保ち、便所の内外は、1日1回以上清掃すること。

5～9 省略

第3～第6 省略

（構造設備の基準）

第5条の2 省略

2 省略

3 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、客室の換気にあつては第1項第1号の規定に、客室の採光にあつては前項第2号の規定に適合することとする。

4・5 省略

こと。

(2) 簡易宿所営業及び下宿営業にあつては、1.8平方メートルにつき1人の計算とすること。

第2 便所に関する措置

1～3 省略

4 便器は、常に清潔に保ち、便所の内外は、1日2回以上清掃すること。

5～9 省略

第3～第6 省略

（構造設備の基準）

第5条の2 省略

2 省略

3 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおり

とする。

(1) 客室の換気については第1項第1号の規定に、客室の採光については前項第2号の規定に適合すること。

(2) 便所は、宿泊者専用のものを設けること。

4・5 省略

附 則

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて簡易宿所営業若しくは下宿営業を営んでいる者又は簡易宿所営業若しくは下宿営業について同項の許可の申請をしている者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設の客室の定員については、改正後の旅館業法施行条例第4条の表第1の項第9号の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

○愛媛県条例第44号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中村 時 広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年愛媛県条例第54号）の一部を次のよ